

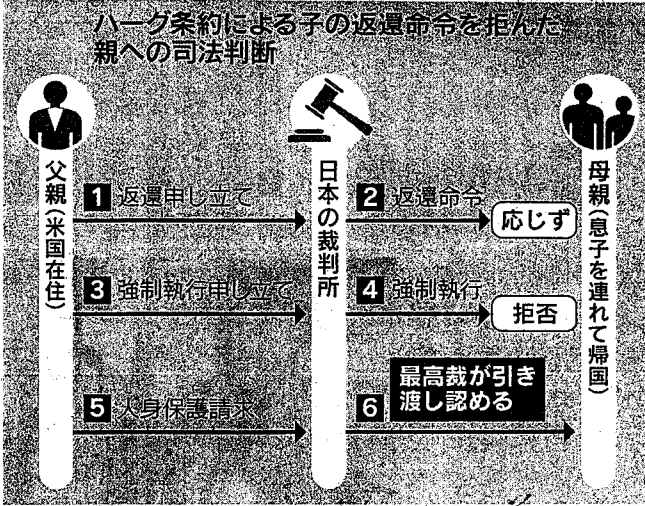
子の返還拒否「違法」

同意なく連れて帰国 最高裁が初判断

国境を越えて連れ去られた子供の取り扱いを定めた「ハーグ条約」を巡り、米国在住の夫が、息子(13)の返還命令を拒む妻に子の引き渡しを求めた裁判の上告審判決が15日、最高裁第1小法廷(山口厚裁判長)であった。同小法廷はハーグ条約に基づき確定した子供の返還命令に従わない場合、「違法な拘束にあたる」との初判断を示し、息子を夫に引き渡すことを認めた。

ハーグ条約の実効性担保

ハーグ条約による子供「ス」について、最高裁が判で、返還が実現しないケースを決を言い渡すのは初め



強制執行、6件で断念

ハーグ条約は、一方の親が国をまたいで子供を母国に連れ帰った場合、原則は元の居住国に戻すことを定める。不法な子供の連れ去りを防ぎ、国際的な紛争を避ける目的がある。1983年に発効し、日本は2014年4月に加盟した。

返還命令は23件

外務省によると、これまで日本の裁判手続きで他国に子を戻す「返還命令」が確

無理やり引き離せず

定したのは23件。うち6件は親が命令に応じず、裁判所の執行官が強制的に引き渡しを求めたが、親の抵抗によって強制執行では引き渡すことができなかった。ハーグ条約の国内手続きを定めた実法によると、執行官は返還を拒む親の説得や自宅の捜索はできるが、無理やり子供を引き離すことはできない。子供の

心情などに配慮した慎重な手続きにならている一方、返還を求める親からは「子の引き渡しが実現しない」との声も上がる。

早稲田大の棚村政行教授(家族法)は「今回の最高裁はハーグ条約の趣旨を踏まえ、引き渡しが生現できている現状を補うような判断を示した」と指摘。「子供の意思や当事者の事情など、今後も裁判での慎重な審理が求められる」として

同様のケースに影響を与えそうだ。上告審判決によると、米国で暮らしていた日本人夫婦は夫婦関係が悪化し、2016年1月に妻が、夫の同意を得ずに息

子を連れて帰国した。第1小法廷は「確定した裁判所の返還命令に従わない場合、特段の事情がないかぎり顕著な違法性があるというべきだ」として、条約に実効性を持たせる判断を示した。妻側は「息子には日本での生活を続けたいという意思があり、違法な拘束ではない」と主張。これに対し、第1小法廷は

「息子は、米国に返還された後の生活などの客観的な情報を得るのが難しい状況に置かれており、自由な意思で日本にとどまっているとはいえない」と退けた。

17年11月の一審・名古屋高裁金沢支部判決は、「夫への引き渡しは息子の意思に反する」として返還を認めず、夫が敗訴した。第1小法廷は一審判決を破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻した。差し戻し後は、引き渡しを実現させるために息子

を裁判所に出頭させて審理を進めるとみられる。夫はハーグ条約に基づいて返還を求め、16年11月に日本の家庭裁判所で返還命令が確定した。裁判所の執行官が2階の窓

から妻の自宅に入って息子(13)の引き渡しを求めたも、妻が激しく抵抗し実現しなかった。この手続きを申し立てた。保護法にもとづく「人身保護請求」という別の手